

# 八王子市立川口小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ問題に対する基本方針

- 「いじめはどの子にも、どの学校にも起こる。」「誰もが被害者にも加害者にもなり得る。」という認識をもち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。
- 「いじめは即日対応」を合言葉に、いじめの即日解決を目指す。

## 2 主な取組

### (1) 道徳教育の充実

- ① 「特別の教科道徳」の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ② 「いじめを見過ごさない力」を高め、一人一人にとって安心感のある学級・学年・学校を目指す。
- ③ 家庭とも連携し、いじめを許さない心を育む。

### (2) 未然防止や早期発見のための措置

- ① 「いじめ対応の時間」を毎週木曜日に実施し、児童の情報を共有し組織的かつ迅速に対応する。  
「いじめ対策委員会」は、いじめ対応の時間と兼ねる。  
緊急性のあるいじめについては、臨時でいじめ対策委員会を行い対応について協議し、迅速かつ組織的な解決を図る。
- ② 6月・11月・2月の「ふれあい月間」の取組において、いじめに関する児童アンケートを実施する。また、学校生活を楽しく過ごすために月1回「ハッピータイムアンケート」も行い、アンケート結果から聞き取りをし、児童の悩み等を聞く機会を設ける。
- ③ 入学時・各年度の開始時における児童、保護者、地域、関係機関等への基本方針の内容を説明する。見守りシート等を活用し、いじめの早期発見に努める。
- ④ スクールカウンセラーによる相談活動の充実を図る。特に第5学年児童はスクールカウンセラーによる全員面接を早期に実施し、児童が相談しやすい環境を整える。

### (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ① 児童への「情報安全教育」を実施し、家庭への協力も仰ぎながら未然防止に取り組む。
- ② 学習用端末の活用状況を把握し、正しく活用できるよう指導する。
- ③ 情報安全教育「セーフティ教室」を児童向けと保護者向けに行う。

### (4) その他

- ① 「いじめ防止基本方針」を毎年見直し、いじめの早期発見、早期解決の実効性を高める。
- ② 弁護士による法教育授業を実施し、いじめは重大な人権侵害であることや、いじめの四層構造について学ぶことで、いじめをしない、させない集団づくりに取り組む。
- ③ 委員会活動や学級活動等で創意ある取組を行い、児童がいじめの防止について主体的に考え実行する機会を設けることで、いじめ防止の意識と行動力を育成する。(例「やさしい言葉週間」)
- ④ 学校全体で児童の言語環境を整え、相手意識を持った言葉遣いができるよう日常的に育成を図る。
- ⑤ 校内の相談体制を整え、困ったときには、担任だけでなく校長をはじめ、教職員誰にでも相談できることを子どもに周知する。

## 3 いじめが疑われる事案が発生した場合の対応

- (1) 第一に事案の即日解決を目指し、関係児童等を集め、教員複数による聞き取りを行う。発生した事柄や心情を整理していく中で、人を傷付ける言葉や行動があった場合は、人権上決して許されないことであることを伝え厳しく指導する。また、聞き取りの過程でお互いの気持ちを整理し、どのようにすればより良く気持ちを伝えあい、問題解決できたのかなど再発防止策を話し合わせる。
- (2) いじめ対策委員会に迅速に報告しいじめの認知を行う。報告時点で解決に至っていない場合は、迅速に協議を行い、迅速かつ組織的な解決を図る。
- (3) いじめを受けてしまった児童およびその保護者の心情を踏まえた丁寧な支援を行う。
- (4) いじめを行ってしまった児童に対しては、いじめは人権上許されないことや二度と繰り返さないことについて深く理解させるとともに、その保護者に対しても丁寧に説明を行い、家庭での指導を含め、いじめ被害の再発防止について理解と協力を得る。
- (5) 必要に応じて、警察、児童相談所等と連携し、当該児童の抱える問題を把握し「真の解決」を目指して対応する。
- (6) いじめが解決してから「3か月間」は経過を丁寧に観察し、解消の判断をいじめ対策委員会が行う。

## 4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案の解決と安全性の確保を第一優先項目とする。
- (2) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3) 被害児童及びその保護者、教育委員会等に対し、調査内容や、学校としての支援・再発防止策について丁寧に説明を行う。教育委員会及び心理士等の専門的指導の下、長期的な視点で心理的な支援及び見守りを行う。
- (4) 加害児童については、再発防止に向け家庭と連携するとともに、教育委員会及び心理士・医療等の専門的指導の下、継続的かつ継続的な指導・支援を行う。
- (5) 教育委員会の指導を受け、解決に至るまで学校全体として解決策を遂行し、被害児童が安心して登校できるようになるまで継続的な見守り、中学校への引継ぎ等行っていく。